

令和3年度事業計画書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

I 事業方針

令和2年度の野菜の需給は、新型コロナウイルス感染症の影響で業務用需要が大きく低迷したが、夏の長梅雨や干ばつに伴う品薄による高値など、春以降、総じて平年を上回る相場で推移した。

秋冬季は高温や好天による豊作と同時期のコロナの感染再拡大で再び業務用需要がしばみ、重量野菜を中心に供給過剰が発生したが、年末には、前進出荷の反動や寒波による不足感が出る品目もあった。

年明けは、11都府県の緊急事態宣言の再発令により、業務用需要の減少が加速した。

今年度は、天候と併せて新型コロナウイルス感染症の影響により、高値・安値ともに記録的な値が付く乱高下の激しい1年であった。

令和2年度は、現「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」（平成28年度～令和2年度）の最終年度であり、県内園芸生産者及び県・JA関係者が一丸となって震災復興計画に取り組み、本県園芸産出額は震災前の水準まで回復し、更に令和3年度より、新たな本県園芸特産振興施策を展開する指針となる、次期「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」（令和3年度～令和7年度）に取り組むこととなる。

よって、本協会は公益法人として宮城県並びに関係機関との連携を図り、野菜価格安定制度の的確な運営により野菜生産者の経営安定を図るための適正な業務の遂行をし、加えて制度未加入者の洗い出しなどを踏まえ、生産部会や品目別会議での制度説明・イベントでの周知活動・農業法人への戸別訪問等の加入促進を鋭意実施していく。

1. 本制度(事業)を生産者にとってより利用しやすく有利な制度とするために、補給金交付対象を拡大(緩和)します。
2. 「収入保険制度」の影響を見据えながら、当制度の啓発と農業法人等への加入促進に取り組みます。
3. 造成資金(交付準備金)の適正な管理に努めます。
4. 価格差補給金が交付される場合は、迅速で適正な交付事務に努めます。
5. 指定野菜価格安定対策事業業務の受託並びに国庫補助事業の申請・交付事務を実施することにより当協会の収益の向上・運営の健全化を目指します。

II 事業の概要

1. 一般青果物価格補給事業

県内生産者が出荷販売した野菜・果実の販売価格が著しく低落し、協会の定める補償基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への青果物の安定的な供給を図る。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内特定産地から生産者が対象市場に出荷販売した野菜の販売価格が著しく低落し、国の定める保証基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図る。

3. 指定野菜価格安定対策事業

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する指定野菜価格安定対策事業について、登録出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部との委託契約に基づきその業務を受託する。

項目	区分	交付予約数量 (t)	前年比 (%)	補償(保証)金額 (円)	前年比 (%)
一般青果物		8,395.9	91.1	424,120,300	97.6
				(169,648,120)	
特定野菜等		110.0	102.9	10,591,900	102.7
指定野菜		4,853.0	103.6	262,665,000	103.2
計		13,358.9		697,377,200	

注：()は概算資金造成額(一般青果物補償金額の40%)

4. 野菜価格安定事業の推進に関する事業

野菜価格安定事業の実施に伴い、制度の説明会や事業実施に必要な調査を行う。

なお、本事業は、野菜価格安定事業の普及推進及び制度の円滑な実施のために、農畜産業振興機構からの委託を受けて行う。

また、制度未加入者の洗い出しなどを踏まえ、生産部会や品目別会議での制度説明・イベントでの周知活動・農業法人への戸別訪問等の加入促進を鋭意実施する。

5. 端境期等対策産地育成強化支援事業

独立行政法人農畜産業振興機構が公募する、「実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、国内産が需要に応え切れていない品目や作型(端境期)の生産拡大に向けて、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組を支援する、『端境期等対策産地育成強化推進事業』」の取組主体の事務を円滑に行うため、当協会として『端境期等対策産地育成強化支援事業』を実施する。

令和3年度においては、令和2年度に採択となった1取組主体(たまねぎ)が2年目となる推進事業を継続する。